

政令第 号

計量単位令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。
別表第四ヨタの項の前に次のように加える。

クエタ	十の三十乗
ロナ	十の二十七乗

別表第四に次のように加える。

ロント	十の二十七乗分の一
クエクト	十の三十乗分の一

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

国際度量衡総会の決議に従い、計量法に定める計量単位に十の整数乗を乗じたものを表す計量単位の接頭語としてクエタ等を追加する必要があるからである。